

令和元年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

令和2年9月
安芸高田市

目 次

1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和元年度決算 健全化判断比率	—	—	13.8	94.1
(早期健全化基準)	(13.01)	(18.01)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(30.0)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。 なお、本比率は平成19年度決算から地方財政健全化法に基づく財政健全化指標のひとつに位置づけられ、従前の比率の算出方法の一部が改正された。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	22,860,381	22,269,918	590,463	338,692	251,771
コミュニティ・プラ ント整備事業特 別会計	10,081	9,954	127		127
合 計	22,870,462	22,279,872	590,590	338,692	251,898

(単位：千円)

イ 標準財政規模	12,374,140
うち、臨時財政対策債発行可能額	433,270

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 2.0%
----------	---	--------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	251,898	(2)アのE欄の合計
イ ア以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計 (①+②+③)	167,566	資金不足額がある場合はマイナス(△)計上
公営事業会計 ① 国民健康保険特別会計	81,141	
② 後期高齢者医療特別会計	10,399	
③ 介護保険特別会計	76,026	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額	452,411	
法適用企業 水道事業会計	452,411	
エ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (④+⑤+⑥+⑦)	42,985	
法非適用企業 ④ 公共下水道事業特別会計	11,152	
⑤ 特定環境保全公共下水道事業特別会計	31,478	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	195	
⑦ 浄化槽整備事業特別会計	160	
オ 標準財政規模	12,374,140	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

カ 連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 7.4%
------------	---	-------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}] (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{オ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考																								
ア 公債費等充当一般財源額等の合計	4,192,569																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">普通会計地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3,469,777</td> <td style="width: 10%;">※繰上償還及び満期一括償還元金を除き、特別会計に係る過疎辺地債元利償還金を含む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金</td> <td style="text-align: center;">722,154</td> <td>水道事業、下水道事業への地方債償還繰出金等</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>公債費に準ずる債務負担行為に係るもの</td> <td style="text-align: center;">614</td> <td>利子補給等</td> </tr> <tr> <td>訳</td> <td>一時借入金利子</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>基金の繰替運用分の利子を除く</td> </tr> </table>		普通会計地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	3,469,777	※繰上償還及び満期一括償還元金を除き、特別会計に係る過疎辺地債元利償還金を含む。		満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)			ア	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	722,154	水道事業、下水道事業への地方債償還繰出金等	の	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金			内	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	614	利子補給等	訳	一時借入金利子	24	基金の繰替運用分の利子を除く		
	普通会計地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	3,469,777	※繰上償還及び満期一括償還元金を除き、特別会計に係る過疎辺地債元利償還金を含む。																							
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)																									
ア	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	722,154	水道事業、下水道事業への地方債償還繰出金等																							
の	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金																									
内	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	614	利子補給等																							
訳	一時借入金利子	24	基金の繰替運用分の利子を除く																							
イ 特定財源の額	20,668	住宅資金貸付金元利収入 公営住宅使用料など																								
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	2,920,012	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正																								
エ 標準財政規模	12,374,140	臨時財政対策債発行可能額を含む。																								

(単位：%)

オ 実質公債費比率(単年度)	13.2	H30 13.8% H29 14.6%
カ 実質公債費比率(3か年平均)	13.8	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率(単年度)} \quad \text{オ} = \frac{\text{ア} - \text{イ} - \text{ウ}}{\text{エ}}$$

$\frac{4,192,569 - 20,668 - 2,920,012}{12,374,140 - 2,920,012} = \frac{1,251,889}{9,454,128} = 13.2\% \text{ (単年度)}$
--

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考	
将来負担額	ア	普通会計に係る地方債の現在高	26,261,904	一般会計、コミプラ
	イ	債務負担行為に基づく支出予定額		
	ウ	普通会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入れ見込額	8,783,203	水道事業、下水道事業
	エ	一部事務組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額		
	オ	退職手当支給予定額に係る負担見込額	2,539,374	職員が一斉退職した場合の退職手当負担予定額
	カ	設立法人の負債の額等に係る負担見込額	32,857	安芸高田アグリフーズ
	キ	連結実質赤字額		
	ク	組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額		
充当可能財源等	ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,580,376	財政調整基金、減債基金、介護給付費準備基金（介護保険制度）など
	コ	地方債の償還等に充当可能な特定の収入	47,469	住宅資金貸付金元利収入、公営住宅使用料
	サ	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	25,091,979	地方債の元金償還として交付税措置される額の見込額
シ	標準財政規模	12,374,140	臨時財政対策債発行可能額を含む。	
ス	基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	2,920,012	令和元年度算入額	

(単位：%)

セ 将来負担比率	94.1	
-----------------	-------------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

将来負担額	37,617,338	－	充当可能財源等	28,719,824	=	8,897,514	=	94.1%
標準財政規模	12,374,140	－	基準財政需要額に算入された公債費等	2,920,012		9,454,128		

2 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	法適用 企業	法非適用企業			
	水道事業	公共下水道 事業	特定環境保 全公共下水 道事業	農業集落 排水事業	浄化槽整備 事業
令和元年度決算 資金不足比率	—	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと				

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	150,288		602,699	△452,411

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 算入地方債は、建設事業以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注4 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
水道事業会計	445,545		445,545	

③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—	※資金剰余比率 101.5%
---------------	---	----------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 } ③ = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業 特別会計	260,917		272,069	△11,152
特定環境保全公 共下水道事業特 別会計	778,438		809,916	△31,478
農業集落排水事 業特別会計	510,545		510,740	△195
浄化槽整備事業 特別会計	338,443		338,603	△160

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
公共下水道事業 特別会計	69,670		69,670	
特定環境保全公 共下水道事業特 別会計	111,273		111,273	
農業集落排水事 業特別会計	76,666		76,666	
浄化槽整備事業 特別会計	135,820		135,820	

③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—	※資金剰余比率 16.01%
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	※資金剰余比率 28.29%
農業集落排水事業特別会計	—	※資金剰余比率 0.25%
浄化槽整備事業特別会計	—	※資金剰余比率 0.12%

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

G

